

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2023/6/19号 (No. 524)

=====

【ジェットロ香港事務所からのお知らせ】

この度、ジェットロ・香港事務所では、「CNIPA、2022年の年度報告書を公表、特許・実用は出願増、意匠・商標は出願減」と題する記事を作成しました。

本記事は、6月5日に国家知識産権局（CNIPA）が発表した「国家知識産権局 2022 年度報告書」の概要を紹介するものとなります。是非ご一読いただければ幸いです。

○ 【香港発中国創新 IP 情報】 CNIPA、2022 年の年度報告書を公表、特許・実用は出願増、意匠・商標は出願減

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_20230612.pdf

★上記記事に関するお問い合わせ先

ジェットロ・香港事務所 知的財産部

Tel: +852-2501-7262、E-mail: hk_ip@jetro.go.jp

=====

○ 法律・法規等

1. 湖北省、「知的財産権信用管理実施弁法」を公表(国家知識産権網 2023年6月12日)
2. 国務院が2023年度立法作業計画を公表、「専利法実施細則」改正へ(中国専利保護協会 Wechat 公式アカウント 2023年6月7日)

○ 中央政府の動き

1. 中国税関総署、今年も知的財産権保護の強化を継続(中国保護知識産権網 2023年6月14日)
2. 国家知識産権局等9機関、「知的財産権融資サービス体制の整備」を支援(国家知識産権網 2023年6月14日)
3. 国家市場監督管理総局、企業の営業秘密保護意識と能力の向上を支援(中国保護知識産権網 2023年6月13日)
4. 国家市場監督管理総局、独占禁止法執行の年次報告書を公表(国家市場監督管理総局公式サイト 2023年6月9日)
5. 「国際サプライチェーン促進博覧会」で知財保護連絡員制度を導入(中国保護知識産権網 2023年6月9日)
6. 国家知識産権局申局長、駐中国 EU 大使と会談(国家知識産権網 2023年6月9日)

○ 地方政府の動き

【華東地域】

1. 福建省知財保護センターが海外紛争対応指導サブセンターに指定(中国保護知識産権網 2023年6月13日)
2. 上海市知識産権局、第9回上交会知財テーマデーの準備作業を説明(上海市知識産権局公式サイト 2023年6月9日)
3. 越境 EC 知財紛争対応を議論：江蘇省南京市と南通市が共同会議(国家知識産権網 2023年6月6日)

○ 司法関連の動き

1. 深セン市検察院、「営業秘密刑事保護コンプライアンス整備ガイドライン」を発表(中国保護知識産権網 2023年6月14日)
2. 天津市検察機関が企業向けの知財法律普及イベントを実施(中国知識産権資訊網 2023年6月13日)
3. 四川省成都市、知的財産権侵害の刑事事件「二重通報制度」を推進(中国知識産権資訊網 2023年6月13日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

【中央政府】

1. 1～3月、市場監督管理機関が約10万件の知的財産権関連事件を摘発(中国保護知識産権網 2023年6月13日)

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

1. 科創板開設4周年、上場企業の専利出願数が急増 戦略的新興産業をけん引(中国専利保護協会公式サイト 2023年6月14日)
2. 中国企業が開発した技術、有人宇宙船「神舟16号」で広範に活用(中国知識産権資訊網 2023年6月9日)
3. 北京証券取引所の上場企業数が200社に、専利出願2.2万件超(中国専利保護協会 Wechat 公式アカウント 2023年6月9日)

○ 統計関連

1. 国内特許取得件数で華為が全国首位＝国家知識産権局2022年次報告書(国家知識産権網 2023年6月5日)

○ その他知財関連

1. 第13回中国国際商標ブランドフェスティバル、16日から広東東莞で開催(中国保護知識産権網 2023年6月12日)

●ニュース本文

○ 法律・法規等

★★★1. 湖北省、「知的財産権信用管理実施弁法」を発表★★★

湖北省の知識産権局と市場監督管理局が先日、知的財産権信用体制を強化し、その管理を規範化することを旨とし、「知的財産権信用管理実施弁法（試行）」を共同で発表した。

この「実施弁法」は、省内の各市場監督管理部門または知的財産権管理部門の管理機能と、信用喪失行為の認定、処理手続き、管理策、信用評価、監視管理、信用承諾などの内容を明確に定めている。

「実施弁法」によると、各地方の市場監督管理部門または知的財産権管理部門に、所轄地域の信用喪失者リストの作成・公開、法に基づく共同懲罰の実施などが義務付けられている。また、知的財産権に関する信用評価指標の動的調整メカニズムの構築や、知的財産権に関する信用承諾制度の導入などの内容が盛り込まれている。

(出典：国家知識産権網 2023年6月12日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/6/12/art_57_185645.html

★★★2. 国務院が2023年度立法作業計画を発表、「専利法実施細則」改正へ★★★

国務院弁公庁は、今後一年間の立法作業に関する新たな計画を明らかにした。公表された「国務院2023年度立法作業計画」によれば、今年度は重点分野と新興分野の立法、さらには涉外関連の立法を強化するという方針が示されている。

特に、科学教育を基盤とする国家戦略の推進と文化への自信の育成という視点から、知的財産権の法治保障を強化することが必要と強調されている。

今回の立法作業計画には、審議が予定されている行政法規草案17件が具体的に記載されている。その中には、「専利法実施細則（改正）」が含まれており、国家知識産権局（CNIPA）が起草を担当するとなっている。また、「不正競争防止法」の改正案は、全国人民代表大会常務委員会への提出が準備中であるとされている。

(出典：中国専利保護協会 Wechat 公式アカウント 2023年6月7日)

<https://mp.weixin.qq.com/s/2yf8TOLRtoLfgIVwssBmog>

○ 中央政府の動き

★★★1. 中国税関総署、今年も知的財産権保護の強化を継続★★★

中国税関総署は13日、定例記者会見を開き、ビジネス環境の最適化に向けた16項目の措置について詳細を明らかにした。税関総署総合業務司の呉海平司長によると、16項目の中には知的財産保護のための税関措置が3つ含まれている。

一つ目は、「龍騰行動2023」の継続。今年で7年連続となるこの活動は、中小企業の海外における

知的財産権保護のためのガイダンスと支援を提供することに重点を置く。

二つ目は、「藍網行動 2023」の展開。これは、郵便物や速達小包、さらにクロスボーダーE コマース分野での知的財産権侵害が多発する傾向への対応として計画された活動で、これにより税関では専門的な取り組みを進め、侵害行為への強力な取り締まりと効果的な対応を推進する。

三つ目は、クロスボーダーE コマース企業に対する知的財産政策の普及活動とリスク警告を強化すること。この活動では、企業に対して自社ブランドの育成を促すとともに、法律遵守の意識を高めることを目指し、企業が国際市場へ進出するための支援を行う。

税関総署はこれらの措置を通じて、国内外の企業が公平かつ透明なビジネス環境で活動できるよう、引き続き努力していく方針を示している。

(出典：中国保護知識産権網 2023 年 6 月 14 日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zy/bw/202306/1979078.html>

★★★2. 国家知識産権局等 9 機関、「知的財産権融資サービス体制の整備」を支援★★★

国家知識産権局(CNIPA)と科学技術部を含む 9 つの中央機関がこのほど、「中関村国家自主イノベーションモデル区の科学技術金融改革試験区建設の総体計画」(以下、計画)を共同で発表した。

この計画では、全 7 タスク、27 の行動案が明示され、中関村が全国のイノベーションを牽引する地域としての位置付けを強化し、北京市が国際的な科学技術革新の中心となることを促進するとされている。

計画の中で、「知的財産権融資サービス体制の整備」が具体的な措置として提出されており、▽北京知的財産権取引センターの構築、▽知的財産権の証券化に向けた探索、▽著作権担保融資サービスの最適化、▽知的財産権公共サービスの強化、▽知的財産権評価メカニズムの探求といった 5 つの具体的な取り組みが含まれている。

計画では、特許権等を対象とした知的財産権取引の活性化を図るため、「北京知的財産権取引センター」の建設を支援するとしている。「北京知的財産権取引センター」は 2020 年 9 月に正式に設立され、現在は中国技術取引所の基盤を活用して運営している。現時点で、上海と深センの二つの証券取引所では既に約 70 の知的財産権証券化商品が発行されている。

(出典：国家知識産権網 2023 年 6 月 14 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/6/14/art_55_185695.html

★★★3. 国家市場監督管理総局、企業の営業秘密保護意識と能力の向上を支援★★★

中国国家市場監督管理総局(SAMR)は 6 月 1 日から、企業の営業秘密保護能力の向上を支援するための月間イベントを開始した。

SAMR 関係者は、営業秘密を企業の貴重な知的財産権とイノベーション成果と位置づけ、企業の存続と成長に極めて重要だと認識を示し、さらに「営業秘密の保護は企業のコア競争力の保護そのものだ」と強調した。SAMR は、各地方の市場監督管理機関に対し、企業の直面している営業秘密保護の困難や問題に焦点を当て、その保護意識と能力の向上を支援するよう求めている。さらに、営業秘

密保護の「エコシステム」を構築し、イノベーションと高品質な発展を後押しすることを目指しているという。

(出典：中国保護知識産権網 2023年6月13日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zy/bw/202306/1979051.html>

★★★4. 国家市場監督管理総局、独占禁止法執行の年次報告書を発表★★★

国家市場監督管理総局（国家独占禁止局）は9日、「中国独占禁止法執行年次報告書（2022）」を発表した。2019年から4年連続で公開されているこの報告書は、中国語と英語の両言語で公表されており、全体の動向、法執行の成果、業界における取り締まり、法制度の整備、公平な競争政策、国際交流、地方での活動、重要な出来事の8つのセクションで構成され、2022年の中国における独占禁止と公平な競争政策の進展と成果を総合的に示している。

報告書によると、国家市場監督管理総局は昨年「独占禁止法」の公布から15年を経て初めて法改正を実施した。また、各種独占事件187件を法に基づいて解決し、制裁金の総額は合計で7.84億元に上った。これにより市場の公平な競争を有力に保護し、全国統一の大市場の形成を促進した。

さらに、初の「中国公平競争政策宣伝週間」と「第9回中国公平競争政策国際フォーラム」を開催し、公平競争の理念がさらに深く広まり、市場化・法治化・国際化の3つの要素に基づくビジネス環境が継続的に最適化されたとのことだ。

(出典：国家市場監督管理総局公式サイト 2023年6月9日)

https://www.samr.gov.cn/xw/zj/art/2023/art_38056964cf5449daa346237200e24da0.html

★★★5. 「国際サプライチェーン促進博覧会」で知財保護連絡員制度を導入★★★

第1回国際サプライチェーン促進博覧会は、11月28日から12月2日まで北京市内で開催される。6月9日、中国国務院新聞弁公室が記者発表会を開催し、博覧会の準備作業の進捗状況を説明した。

記者発表会に出席した中国国際貿易促進委員会(CCPIT)の責任者によると、CCPITは展示会での知的財産権保護を非常に重視しており、今回の博覧会における知的財産権保護活動に対して一連の措置を講じて取り組んでいる。

活動体制の改善に関しては、知的財産権保護連絡員制度を導入し、知的財産権管理当局との意思疎通、協力を密接にする。これにより、知的財産権に関連する法執行を強化し、侵害行為を確実に取り締まるよう促進する。

また、出展者へのサービスの質を向上させるため、知的財産権アンケート調査を実施することや、公式サイトで知的財産権の特集コーナーを設けて法律や関連情報を掲載するなどとしている。

さらに、展示会場には知的財産権保護と紛争処理のためのサービスセンターを設置し、知的財産権分野の専門家がコンサルティングサービスを提供する予定である。

(出典：中国保護知識産権網 2023年6月9日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zy/gwy/202306/1978995.html>

★★★6. 国家知識産権局申局長、駐中国 EU 大使と会談★★★

6月6日、中国国家知識産権局（CNIPA）の申長雨局長と駐中国欧州連合（EU）大使の Jorge Toledo 氏が北京で会談した。

会談で、申局長は「CNIPA と EU 及びその加盟国の知的財産権機関とは長期にわたり良好な関係を維持してきた。多くの実務的な協力成果を上げてきており、今後もこれらの交流と協力を一層深め、中国と EU の関係発展に寄与するよう努めていきたい」との意向を示した。

一方、Toledo 大使は「知的財産権に関連する協力事業は、中国と EU との関係の重要な要素であると認識している。中国が知的財産権分野で獲得した実績は印象的である。対話と交流を通じて、お互いに興味を持つ課題について深く議論し、共通認識を深めることを期待する」と述べた。

さらに、両者は商標権の保護、薬品特許の保護、地理的表示の保護と協力、電子商取引分野の知的財産権保護などについても意見を交換した。

(出典：国家知識産権網 2023年6月9日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/6/9/art_53_185647.html

○ 地方政府の動き

【華東地域】

★★★1. 福建省知財保護センターが海外紛争対応指導サブセンターに指定★★★

福建省知的財産権保護センター（以下、福建保護センター）が国家知識産権局（CNIPA）により福建省初の海外知的財産権紛争対応指導地方サブセンターに指定された。

福建省の企業にとって、新エネルギーや IoT 分野の海外知的財産権戦略、紛争予防と対応の意識、北米市場における LED 照明業界の知的財産権保護、モバイルペイメント端末に関する専利導航（中国版 IP ランドスケープ）と早期警報などの領域における海外紛争対応の需要が集中している。

福建保護センターは、地域の海外紛争対応指導メカニズムの整備を積極的に推進し、リソース共有や情報報告、調整連携、研修訓練などの面で国家海外知的財産権紛争対応指導センターの業務をサポートする。また、福建省のイノベーション主体（企業や研究開発機関など）の需要に焦点を当て、製品とサービスの海外展開を全力で支援することを目指している。

(出典：中国保護知識産権網 2023年6月13日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/fj/202306/1979034.html>

★★★2. 上海市知識産権局、第9回上交会知財テーマデーの準備作業を説明★★★

中国商務部、中国科技部、国家知識産権局（CNIPA）、上海市が共同で主催する第9回中国（上海）国際技術輸出入交易会（上交会）は、6月15日から17日にかけて上海世博展覽会で開催される。9日、上海市政府新聞弁公室が記者会見を行い、第9回上交会の準備作業について説明した。

市知識産権局の衛嵐副局長によると、同局は上交会の開催期間中、知的財産権テーマデーを催す予定である。一連のイベントには、CNIPA 専利復審（審判）委員会による巡回口頭審理や、浦東新区人民法院（裁判所）による典型的な事件の公開審理などが含まれる。また、在上海外国領事館や外国商

工会議所、外資系企業の関係者が招かれる 2022 年度上海知識産権活動説明会や、「一帯一路」知的財産権保護フォーラムも予定されている。

さらに、衛副局長は、上交会の会場に知的財産権サービスエリアを設置し、特許や商標などの管理当局の法執行担当者を配置し、国内外からの出展者にコンサルティングサービスを提供し、知的財産権紛争に対処することを説明した。

(出典：上海市知識産権局公式サイト 2023 年 6 月 9 日)

<https://sipa.sh.gov.cn/ywzx/20230612/b49118c18ecf480ca08db4a87faeed53.html>

★★★3. 越境 EC 知財紛争対応を議論：江蘇省南京市と南通市が共同会議★★★

5 月 30 日、江蘇省南京市南通市は、越境電子商取引の質を向上し、海外での知的財産権侵害紛争への対応を強化するための非公開会議を共同で開催した。会議には、地方の知的財産権保護センターや紛争対応経験を持つ企業から 60 人以上の関係者が参加した。

国家海外紛争対応指導センターの南京サブセンターの責任者が対応指導活動の説明を行い、具体的な事例を用いて状況を示した。また、南通市の知的財産権保護センターの関係者は、アンケート調査を基に、企業の国際貿易展開の現状と紛争対応支援の需要についての分析結果を報告した。さらに、出席した専門家たちは、米国における越境電子商取引に関連した知的財産権侵害訴訟の事例や、資金凍結、和解金額などについて説明を行った。

南京市は、今後海外での知的財産権紛争に対応するための連携を一層強化することを確認し、関係機関との協力を通じて、国際展開を行う企業に対して、より具体的で個別化された指導とサポートを提供する方針を明らかにした。

(出典：国家知識産権網 2023 年 6 月 6 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/6/6/art_57_185575.html

○ 司法関連の動き

★★★1. 深セン市検察院、「営業秘密刑事保護コンプライアンス整備ガイドライン」を発表★★★

広東省深セン市人民検察院が先日、営業秘密の刑事保護体制についてのシンポジウムを開催し、「営業秘密刑事保護体制のコンプライアンス整備ガイドライン（試行版）」を発表した。このガイドラインは、企業が営業秘密を活用して高価値な技術成果を保護するのを促進し、イノベーションの活力を引き出すことを目指している。

市検察院は、近年の営業秘密に関する刑事事件をまとめ、分析研究し、広範な意見を求めた結果、このガイドラインを策定した。企業の営業秘密保護やコンプライアンスリスクの管理を支援し、企業の合法的な権益と市場の公平な競争秩序をより効果的に維持することが目的であるという。

このガイドラインは営業秘密の確定、関連人員の管理、営業秘密侵害に対する権利の保護、コンプライアンスリスクの予防など、7つの部分に分かれている。さらに、営業秘密の認識から新規採用の管理、侵害証拠の収集、権利帰属の確認など、30 の側面にわたり具体的に 125 のガイドラインを提供している。これにより、企業が営業秘密の適切な管理と保護を実現するための基準を設けられてい

る。

(出典：中国保護知識産権網 2023 年 6 月 14 日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/symm/202306/1979085.html>

★★★2. 天津市検察機関が企業向けの知財法律普及イベントを実施★★★

天津市検察院の知的財産権検察弁公室、第 2 分院第 4 検察部、津南区検察院第 3 検察部はこのほど、津南区経済開発区商会を訪れ、企業向けの知的財産権保護に関する法律普及イベントを共同で実施した。30 数社の企業がイベントに参加した。

イベントの前に検察機関が実施した調査で、企業には知的財産権に対する認識不足や、営業秘密保護の法的意識の薄さ、リスク管理と権利保護能力の欠如などの問題が存在していることが明らかになった。検察官はこのような状況を考慮し、「知的財産権検察機能の強化」「営業秘密侵害犯罪の司法実務についての解説」「知的財産権の検察保護とリスク予防」というテーマで講義を行った。参加した企業関係者からは、「リスク管理意識が向上した」などと一致した好評を得た。

今回のイベントは、天津市の検察機関が検察一体化という強みを活かし、3つのレベルの検察院が連動して経済・社会の発展を守るための取り組みの一環で、企業の知的財産権意識の向上とイノベーション力の喚起に対する積極的な推進効果が期待されている。

(出典：中国知識産権资讯网 2023 年 6 月 13 日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/sfjg/jcjd/dfjcjg/202306/1979044.html>

★★★3. 四川省成都市、知的財産権侵害の刑事事件「二重通報制度」を推進★★★

四川省成都市の検察機関が最近明らかにしたところによると、知的財産権侵害の刑事事件について、同省では「二重通報制度」の導入以来、警察機関が立件から検察機関が起訴に至るまでの平均処理期間が3ヶ月短縮されている。

2017 年、成都高新技術産業開発区人民検察院が先駆けて知的財産権侵害の刑事事件について「二重通報制度」を創設した。この制度では、検察機関の介入時点を警察機関の立件後から、権利者が報告する時点で前倒しすることとした。すなわち、知的財産権の権利者が警察に通報すると同時に、関連資料を同レベルの人民検察院にも提出することで、検察機関が早期に介入し、事件の手掛かりを早期に捉え、それを切り口として、民事・行政審査を同時に行い、分流して事件を処理する仕組みである。検察機関はこの仕組みにより、知財事件の立件難・証拠集めが困難というボトルネックの解消に取り組むことが可能となった。

この制度の運用開始以来、成都市検察機関は 67 件の事件の手がかりを事前に掌握し、そのうち 45 件が刑事訴訟に進み、21 件が民事手続きに、1 件が行政手続きに進んだ。また、この制度を活用したある著作権侵害事件では、罰金が 1000 万元を超える結果をもたらし、「全国検察機関知的財産権保護の典型的事件」として選ばれた。

現在、四川省検察機関は、知的財産権行政機関や権利行使支援機関などを「二重通報制度」の枠組みに組み入れ、検察、行政、捜査の三機関が同時に事件に介入する体制を目指している。これにより、

権利者の知的財産権保護手段を一層強化し、早期に適切な対応を可能とする狙いである。

(出典：中国知識産権资讯网 2023年6月13日)

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=138198

○ ニセモノ、権利侵害問題

【中央政府】

★★★1. 1～3月、市場監督管理機関が約10万件の知的財産権関連事件を摘発★★★

今年の第1四半期（1～3月）において、全国の市場監督管理機関は知的財産権の法執行に関連する一連の特別行動を実施した。これらの特別行動は、重要な分野、商品、市場の管理をさらに強化し、行政執行の抑止力を十分発揮し、権利者と消費者の合法的な権益の確実な保護、市場経済秩序の維持、良好なビジネス環境の構築を目指していた。

1～3月、さまざまな特別行動により、知的財産権に関連する約10万件の事件が摘発された。そのうち、商標権侵害や特許詐称事件は6100件以上あり、侵害や模倣が多発する重要な市場には約5200回の法執行活動が行われた。

(出典：中国保護知識産権網 2023年6月13日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zy/bw/202306/1979058.html>

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

★★★1. 科创板開設4周年、上場企業の専利出願数が急増 戦略的新興産業をけん引★★★

6月13日、新興企業向け市場として上海証券取引所に設立された「科创板」が開設4周年を迎えた。データプロバイダである智慧芽（パットスナップ）の提供したデータによると、科创板に上場している534社の企業は、合計20.8万件の専利（特許、実用新案、意匠）出願を行っており、有効専利数は11.4万件、特許登録数は5.8万件に達している。これは開設3周年時点に比べて、全体の専利能力が持続的に上昇傾向にあることを示している。

科创板に上場する企業一社あたりの平均専利出願数は約390件で、有効専利は約214件、特許登録数は約110件に上る。前年同期（専利出願154件、有効専利84件、特許登録31件）に比べて、安定した成長が見て取れる。

また、戦略的新興産業の分野について詳しく見ると、次世代情報技術企業が9.3万件の専利を出願し、先端設備製造が3.7万件、バイオテクノロジーが3.4万件、新素材産業が1.2万件となっている。

地域別の分析では、江蘇省の企業が専利出願件数で最も多く、3.6万件を数え、次いで広東省が3.5万件、上海市が2.6万件、北京市が2.3万件と続いている。

(出典：中国専利保護協会公式サイト 2023年6月14日)

<https://mp.weixin.qq.com/s/EqNXzWuz0BnHYVUcvnZ4EQ>

★★★2. 中国企業が開発した技術、有人宇宙船「神舟16号」で広範に活用★★★

先月末に打ち上げられた中国の有人宇宙船「神舟16号」では、中国企業が開発した技術が広範に

活用されている。コア部品はすべて国内で製造され、国産化率が 100%に達している。

中国の有人宇宙飛行プロジェクトは 2022 年までに 4000 件以上の特許を取得した。航空宇宙産業の飛躍的な発展を後押しするだけでなく、マイクロエレクトロニクス、機械製造、化学工業、冶金、紡績、通信など、様々な技術分野の急速な発展を牽引し、中国の科学技術水準の全体的な向上を大きく促進した。

その中で、多数の技術が神舟 16 号に利用されている。例えば、中国軽工業時計研究所が開発した 362C 型時間制御装置は、帰還型衛星や有人宇宙船の回収・着陸システムにおける重要な補助部品となっており、中材科技公司が開発した高耐熱耐蝕樹脂や特殊ガラス繊維などの新素材が宇宙飛行士の安全な帰還を確実に支えている。

(出典：中国知識産権资讯网 2023 年 6 月 9 日)

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=138187

★★★3. 北京証券取引所の上場企業数が 200 社に、専利出願 2.2 万件超★★★

北京証券取引所の上場企業数は、江蘇易実精密科技公司が 8 日に上場したことを受けて、200 社に到達した。特許情報の検索・分析サービスを提供するパットスナップ (PatSnap) 社のデータによると、これまでの北京証券取引所上場企業による専利 (特許、実用新案、意匠) 出願数は 2.2 万件を超え、承認された特許は 3200 件以上、有効専利の総件数は 1.2 万件以上となっている。

これらの上場企業の中には、専門化・精密化・特徴化・新規性を特徴とする「小巨人」企業が目立ち、200 社のうち約 41.5%を占める 83 社が該当する。上海証券取引所に設立された新興企業向け市場「科創板」の 45.1%に次ぐ高比率を示している。

上場企業の産業別分布を見ると、次世代情報技術 (47 社)、ハイエンド設備製造 (40 社)、新素材 (30 社)、バイオ (30 社)、新エネルギー産業 (13 社) が主なセクターとなっている。

企業ごとの専利出願数の順序も注目に値する。ハイエンド設備製造産業が最も多く、5900 件以上の出願があり、次いで次世代情報技術 (4600 件以上)、新素材 (2900 件以上)、バイオ (2700 件以上)、新エネルギー産業 (1700 件以上) の順となっている。

(出典：中国専利保護協会 Wechat 公式アカウント 2023 年 6 月 9 日)

<https://mp.weixin.qq.com/s/836esspdiJEs-UIP6OgoNw>

○ 統計関連

★★★1. 国内特許取得件数で華為が全国首位＝国家知識産権局 2022 年次報告書★★★

中国国家知識産権局 (CNIPA) は 6 月 5 日、2022 年度の年次報告書を公式ウェブサイト上で公開した。報告書によると、昨年度の中国国内の特許出願総件数は約 161.9 万件で、前年度に比べて 2.1% 増加した。このうち、国内企業からの出願が約 146.5 万件と全体の 90.4%を占め、前年比 2.6%増となった。一方、海外企業による中国国内への特許出願は全体的に減少傾向を示し、約 15.5 万件で全体の 9.6%にとどまり、前年度比で 2.0%減少した。

さらに、中国国内で特許を付与された数も前年比 14.7%増の約 79.8 万件となり、その中でも国内

企業が大多数を占め、約 69.6 万件（全体の 87.1%）の特許が承認された。

中国国内企業による特許取得数ランキングでは、テクノロジー企業が上位を占めた。首位は華為（5805 件）、次いでテンセント（4076 件）、中国石油化学（3772 件）、OPPO（2875 件）、京東方（2748 件）と続いた。また、格力電器（2545 件）、浪潮情報（2426 件）、vivo（2327 件）、中興通迅（1862 件）、百度（1483 件）が 6 位から 10 位にランクインした。

海外企業の中国国内における特許取得数ランキングでは、韓国のサムスンが 1785 件で首位を獲得。日本のトヨタが 1729 件で 2 位、アメリカのクアルコムが 1231 件で 3 位を占めた。その他、ホンダ（1213 件）、ボッシュ（1199 件）、三菱電機（1086 件）、LG（886 件）、フォード（868 件）、松下電器（855 件）、キヤノン（849 件）が上位 10 位内に名を連ねた。

（出典：国家知識産権網 2023 年 6 月 5 日）

<https://www.cnipa.gov.cn/col/col3249/index.html>

○ その他知財関連

★★★1. 第 13 回中国国際商標ブランドフェスティバル、16 日から広東東莞で開催★★★

第 13 回中国国際商標ブランドフェスティバルが 6 月 16 日から 19 日にかけて、広東省東莞市の厚街にある広東現代国際展覽中心（広東現代国際エキシビションセンター）で開催される予定である。全国各地から 600 以上の著名なブランドが一堂に会することが予想される。

さらに、フェスティバル期間中には今年度の中国商標年会も同時開催される。広東省東莞市で開催されるこの博覧会では、主催者が特に「粤港澳グレーターベイエリアパビリオン」や「東莞展示エリア」といった特色ある展示エリアを設ける。これらのエリアでは、広東の商標とブランドに関連する取り組みの成果が集中的に展示され、「広東製造（Made in Guangdong）」と「東莞製造（Made in Dongguan）」の優良なブランドが紹介される予定である。

（出典：中国保護知識産権網 2023 年 6 月 12 日）

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/gd/202306/1979025.html>

=====

【中国 IPG のご紹介】

中国 IPG（Intellectual Property Group in China、中国知的財産権問題研究グループ）は、在中日系企業・団体による、知財問題の解決に向けた取り組みを行うことを目的とした組織です。主な活動には、年 5 回開催する予定の全体会合（メンバー間の情報交換や各種講演を実施）や、特定テーマについての検討を行う専門委員会、会員の所属業界における知的財産問題についての情報交換を行う WG 等があります。その他、知財関連法令についての意見募集への対応等を行っています。

ご関心・ご参加をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

★中国 IPGweb サイト：<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipg/>

★中国 IPG 事務局（ジェトロ・北京事務所 知的財産権部）

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro.go.jp

=====

【配信停止】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

https://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

【新規登録・配信先変更】

新規登録や配信先を変更したい場合は、以下のサイトより E メールアドレスをご登録ください。

なお、従来へのアドレスへの配信が不要な場合には、別途、上記の配信停止が必要になりますのでご注意ください。

https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/cn_beijing/mail.html

【バックナンバー】

過去に配信したメルマガについては、以下にてご覧いただけます（※更新頻度は四半期に一度程度となります）。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipnews/archive.html>

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

=====

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved